

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

公 告

鳥取県告示第六百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇告示 建設業者の登録まつ消
- ◇選管告示 鳥取県標準複合肥料の設定
- ◇教委告示 鳥取県知事選挙の選挙運動に関する収支報告書
- ◇公告 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 宅地建物取引員の選考及び試験合格者

| 登録番号 | 登録年月日 | 名 称 | 主たる営業所の所在地 | 申請者氏名 | まつ消年月日 |
|---------------------|--------------|----------|---------------|-------|----------|
| 鳥取県知事登録 (に)第三五三号 | 昭三一、 九、二一 | 有限会社中原組 | 東伯郡東伯町浦安二一三の八 | 中原 徳市 | 昭三三、九、二一 |
| 〃 第四四四号 | 〃 九、二八 | 山 崎 組 | 鳥取市川端一丁目 | 山崎 寿春 | 〃 九、二八 |
| 〃 第一八八号 | 〃 一〇、一〇 | 昭和建設株式会社 | 〃 東品治町一〇ノ一五 | 近藤 松寿 | 〃 一〇、一〇 |

鳥取県告示第六百一十号

鳥取県標準複合肥料を次のとおり定め、昭和三十二年七月鳥取県告示第三百六十六号（鳥取県標準複合肥料について）

は廃止する。
昭和三十三年十二月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県標準複合肥料
(1) 鳥取県標準複合肥料水稻第五号

| | | | | | | |
|--------|------|-------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 水 稻 | 適用作物 | 適用地域 | 原料の種類 | 原料の使用割合 (パーセント) | 保証 成 分 量 (パーセント) | 施用 方 法 |
| | 適用地域 | 原料の種類 | 保証 成 分 量 (パーセント) | 施用 方 法 | 代用又は併用のできるもの | 考 |
| 計 | | | 硫酸アンモニア 過りん酸石灰 塩化加里 植物油かす類 | 四〇・〇 三六・九 一〇・四 一二・七 一〇〇・〇 | 窒素全量 りん酸全量 内アンモニア性窒素 内可溶性りん酸 内水溶性加里 加里全量 内水溶性加里 | 施用量(一〇アル当り) たい肥九四〇(一、一三〇キログラム) この複合肥料四〇(一、一三〇キログラム) 硫酸アンモニア八キログラム、過りん酸石灰一〇キログラム又はこの複合肥料一五キログラム、山野草、不熟たい肥施用の場合には消石灰四〇キログラム併用すること。 (注) 山間地帯を除くその他の地帯に使用すること。 (1) 火砕土、山間地帯を除くその他の地帯に使用すること。 (2) 山野草、不熟たい肥施用の場合には消石灰四〇キログラム内外使用すること。 (3) この複合肥料は二番鋤のとき施用し土とよく混和すること。 |

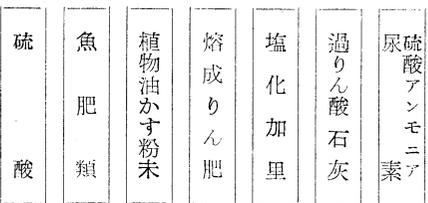
(2) 鳥取県標準粒状複合肥料水稻第五号
(3) 鳥取県標準複合肥料水稻第六号
この複合肥料は、鳥取県標準複合肥料水稻第五号を造粒したものである。

| | | | | | | |
|--------|------|-------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 水 稻 | 適用作物 | 適用地域 | 原料の種類 | 原料の使用割合 (パーセント) | 保証 成 分 量 (パーセント) | 施用 方 法 |
| | 適用地域 | 原料の種類 | 保証 成 分 量 (パーセント) | 施用 方 法 | 代用又は併用のできるもの | 考 |
| 計 | | | 硫酸アンモニア 過りん酸石灰 塩化加里 植物油かす類 | 三五・八 四一・九 一〇・三 一二・〇 一〇〇・〇 | 窒素全量 りん酸全量 内アンモニア性窒素 内可溶性りん酸 内水溶性加里 加里全量 内水溶性加里 | 施用量(一〇アル当り) たい肥九四〇(一、一三〇キログラム) この複合肥料四〇(一、一三〇キログラム) 硫酸アンモニア八キログラム、過りん酸石灰一〇キログラム又はこの複合肥料一五キログラム、山野草、不熟たい肥施用の場合には消石灰四〇キログラム併用すること。 (注) 山間地帯を除くその他の地帯に使用すること。 (1) 火砕土、山間地帯を除くその他の地帯に使用すること。 (2) 山野草、不熟たい肥施用の場合には消石灰四〇キログラム併用すること。 (3) この複合肥料は二番鋤のとき施用し土とよく混和すること。 |

(4) 鳥取県標準粒状複合肥料水稻第六号

| | | | | | | | | | | |
|---|------|-------|------------------|---------------------------|----------------------|-----------------|--|---------------------------------|------|--|
| 計 | 適用地域 | 1000 | 原料の種別 (パーセント) | 硫酸アンモニア 過りん酸石灰 塩化加里 | 三四・五 五四・五 一一・〇 | 保証成分 (パーセント) | アンモニア性窒素 可溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里 | 七 九 七 六 〇 〇 〇 | 施用方法 | (3) 山間部は、この複合肥料に熔成りん肥を五〇キログラムほど混用すること。 (4) 火砕土帯はこの複合肥料に熔成りん肥を一〇キログラムほど混用すること。 |
| | 適用作物 | 適用地域 | | 原料の種別 | 代用又は併用のできるもの | | 考 | | | |
| 水稲 | 全県 | | | | | | | | | |
| <p>(9) 鳥取県標準粒状複合肥料水稻尿素第一号 この複合肥料は、鳥取県標準複合肥料水稻尿素第一号を造粒したものである。</p> <p>(10) 鳥取県標準複合肥料麦第五号</p> | | | | | | | | | | |
| 適用作物 | 適用地域 | 原料の種別 | 保証成分 | 施用方法 | 考 | | | | | |
| 因幡平坦部 | 適用地域 | 原料の種別 | 保証成分 | 施用方法 | 考 | | | | | |
| 計 | 適用地域 | 1000 | 原料の種別 | 保証成分 | 施用方法 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|-------|-------|------------------|---------------------------|----------------------|-----------------|--|--------------------------------------|------|--|
| 計 | 適用地域 | 1000 | 原料の種別 (パーセント) | 硫酸アンモニア 過りん酸石灰 塩化加里 | 四三・八 四二・七 一三・五 | 保証成分 (パーセント) | アンモニア性窒素 可溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里 | 九 七 七 五 八 〇 〇 〇 | 施用方法 | (注) 追肥 この複合肥料は、鳥取県標準複合肥料麦第五号を造粒したものである。 (11) 鳥取県標準粒状複合肥料麦第五号 (12) 鳥取県標準複合肥料麦第六号 |
| | 適用作物 | 適用地域 | | 原料の種別 | 保証成分 | | 施用方法 | 考 | | |
| 麦類 | 伯耆平坦部 | | | | | | | | | |
| <p>(13) 鳥取県標準粒状複合肥料第六号 この複合肥料は、鳥取県標準複合肥料麦第六号を造粒したものである。</p> <p>(14) 鳥取県標準複合肥料麦特号</p> | | | | | | | | | | |
| 適用作物 | 適用地域 | 原料の種別 | 保証成分 | 施用方法 | 考 | | | | | |
| 中山間部 極山間部 火山灰地帯 | 適用地域 | 原料の種別 | 保証成分 | 施用方法 | 考 | | | | | |
| 計 | 適用地域 | 1000 | 原料の種別 | 保証成分 | 施用方法 | | | | | |



四 造粒材の種類に関する事項

鳥取県標準粒状複合肥料の造粒材は水又はアンモニア水とする。

五 量目に関する事項

この複合肥料の一個の正味重量は、紙袋詰三〇キログラムとする。

ただし、鳥取県標準複合肥料水稲第五号、水稲第六号、水稲第七号、麦第五号、麦第六号、麦特号、西瓜第一号、西瓜第二号、梨第一号は、吹詰正味重量三七、五キログラム、鳥取県標準複合肥料水稲塩基第一号、麦塩基第一号は紙袋詰正味重量二二、五キログラムとする。

六 生産登録に関する事項

- 1 この複合肥料を業として生産しようとするものは、肥料取締法の規定により登録を受けなければならない。
- 2 登録申請に際しては、別記様式の覚書を添付しなければならない。
- 3 この複合肥料の生産登録を受けようとするものは、登録申請書の写を一部知事あて提出し、知事の同意を得なければならない。

様式（日本標準規格B号）横書き

覚

書

年 月 日

農 林 大 臣 殿

住 所
氏 名

㊟

昭和 年 月 日付をもって登録申請しました鳥取県標準複合肥料〇〇第〇について、登録を受けました上は下記事項を厳守します。

記

- 1 この複合肥料の各個に、別紙様式の票紙を添付すること。
- 2 1の票紙には鳥取県が規定したとおりを記載すること。
- 3 1の票紙はこの複合肥料の容器又は包装の外部にしばりつける（はりつける）こと。
- 4 この複合肥料の原料は知事の指定した原料を使用すること。

別紙

様式1 単純な配合による場合

| 鳥取県標準複合肥料〇〇第〇号 | | | |
|----------------|--------------|--------|------|
| 原料の肥料割合 | | 施用上の注意 | |
| | 原料の種類 | | 適用作物 |
| | 使用割合 (%) | | 適用地域 |
| | 備用又は併用のできるもの | | 施用方法 |

様式2 肥料原料を使用する場合

| 鳥取県標準粒状複合肥料〇〇第〇号 | |
|------------------|------|
| 施用上の注意 | |
| | 適用作物 |
| | 適用地域 |
| | 施用方法 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年十二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支に関する報告書要旨

- 一 選挙の種類 昭和三十三年十一月二十八日執行鳥取県知事選挙
- 二 期間 昭和三十三年十一月二日より昭和三十三年十二月十二日まで
- 三 報告書の要旨

| 候補者氏名 | 出納責任者氏名 | 寄附及びその他の収入の総額 | 立候補の準備のための支出 | 選挙運動のための支出 | 差引 | 報告書受理年月日 |
|-------|---------|----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| 石破 二朗 | 松本 義親 | 1,000,000.00 円 | 100,000.00 円 | 700,000.00 円 | 1,200,000.00 円 | 昭和三十三年十一月十三日 |
| 遠藤 茂 | 上田 友光 | 500,000.00 円 | — | 500,000.00 円 | 1,000,000.00 円 | 昭和三十三年十一月十三日 |

四 主要な寄附者及び支出

(1) 寄附者

| 候補者氏名 | 寄附の総額 | 件数 | 寄附者の氏名又は団体名 | 職業 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|--------|---------|----|-------------|------|----------------|
| 1 石破二朗 | 五〇〇、〇〇〇 | 一 | 佐藤栄作 | 国会議員 | 東京都世田谷区 |
| | 五〇〇、〇〇〇 | 一 | 南条徳男 | " | " 目黒区 |
| | 八〇〇 | 一 | 泊第一劇場管理人 | 興行 | 東伯郡泊村 |
| | 八〇〇 | 一 | 天万部落会長 | " | 西伯郡会見町 |
| | 八〇〇 | 一 | 上福田部落会長 | " | 倉吉市 |
| | 八〇〇 | 一 | 国府部落会長 | " | " |
| | 八〇〇 | 一 | 上古川部落会長 | " | " |
| | 八〇〇 | 一 | 横田部落会長 | " | " |
| | 八〇〇 | 一 | 鳥田漁業組合長 | " | 米子市 |
| | 八〇〇 | 一 | 金屋谷部落会長 | " | 日野郡溝口町 |
| | 八〇〇 | 一 | 西橋寺住職 | " | 八頭郡船岡町 |
| | 八〇〇 | 一 | 山野豊美 | 会社社長 | 八頭郡若桜町 |
| | 八〇〇 | 一 | 補岩寺住職 | " | 境港市 |
| | 五〇〇 | 一 | 金屋谷部落会長 | " | 日野郡溝口町 |
| 2 遠藤 茂 | 九七、五〇〇 | 二 | 金屋谷部落会長 | " | 日野郡溝口町 |

(2) 支出

| 候補者氏名 | 支出の総額 | 件数 | 支出の目的 |
|--------|---------|----|--------------|
| 1 石破二朗 | 六〇、〇〇〇 | 二 | 国鉄労組政治連盟米子支部 |
| | 一三〇、一四五 | 二六 | 小橋農業協同組合 |
| | 一二五、〇三〇 | 二一 | 逢東保育園 |
| | 一一〇、四三〇 | 四 | 黒坂ブドウ組合 |
| | 一四、六〇〇 | 一七 | 上浅津部落会長 |
| | 一〇九、三八二 | 二三 | 前市部落会長 |
| | | | 福富部落会長 |
| | | | 上福田部落会長 |
| | | | 伯備館 |
| | | | 国府部落会長 |
| | | | 興業 |
| | | | 日野郡江府町 |
| | | | 国会議員 |
| | | | 鳥取市 |
| | | | 交通費 |
| | | | 印刷費 |
| | | | 広告費 |
| | | | 文具費 |
| | | | 食糧費 |
| | | | 休泊費 |

2 遠藤 茂 四六、二六六 五〇 雑費
 九六、五九〇 八八 人件費
 六四、〇四〇 二六 家屋費
 四六、〇四〇 四 イ選挙事務所費
 一八、〇〇〇 二二 ロ集合会場費
 六五、二〇〇 六 通信費
 一一八、七四〇 二五 交通費
 四六、七六〇 三 印刷費
 六三、七五〇 五 広告費
 一五、六九八 五 文具費
 七、四四〇 九 食糧費
 五〇、一九〇 一七 宿泊費
 九、七八四 二三 雑費

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長
職務代行者 山 榊 博

- 一日時 昭和三十三年十二月二十五日 午前十一時
- 二場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三議題 1 委員長選挙について
2 公立学校教職員人事について

公 告

宅地建物取引員の選考及び試験合格者は、次のとおりである。

昭和三十三年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 選考合格者(第一回)

- 平井 善次 有沢 条造 竹内 菊蔵
- 沢田 早苗 松田 勇彦 松本喜代二
- 小坂久次郎 西村茂次郎 入水 茂市

二 試験合格者(昭和三十三年度)

| | | |
|------------------|-------|---------|
| 安達 敏夫 | 福井勝太郎 | 中山 繁 |
| 井手添節治 | 楮原 ひさ | 尾崎 英之 |
| 大久保菊造 | 遠藤 宇八 | 野崎 鹿蔵 |
| 宮崎 博 | | 以上 十九人 |
| 二 試験合格者(昭和三十三年度) | | |
| 矢畑 宗一 | 宮石 昌彦 | 宮石 為治 |
| 深田 久典 | 沢村 直高 | 村田登志郎 |
| 石倉 且一 | 牧田 実夫 | 黒見 勝弘 |
| 佐々木精治 | 岡本 明 | 黒安嘉左衛門 |
| 吉高 好雄 | 志岐 宗一 | 小林 寿雄 |
| 京家 重喜 | 勝田 雅義 | 井上 いち |
| 遠藤 徳栄 | 安藤 寿行 | 沢村 頼長 |
| 秋田 義信 | 猪上 政春 | 山本 磯吉 |
| 諏訪部宗正 | 手島 賞 | 吉持 武雄 |
| 小塚 斉 | 黒部 一正 | 乗船 信夫 |
| 岩宮 憲一 | 津田 勝蔵 | 小谷 幾蔵 |
| 生田 信幸 | 島田 正夫 | 松田 藤吉 |
| | | 以上 三十六人 |